令和６年度香南市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

１　趣旨

　　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第９条第１項の規定に基づき、香南市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的に策定する。

２　適用範囲

　　この方針の適用範囲は、香南市のすべての部局（以下「適用部署」という。）が発注する物品または役務等（以下「物品等」という。）の調達とする。

３　調達の対象となる障害者就労施設等

　　調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく施設等

　　　ア　障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

　　　イ　地域活動支援センター

　　　ウ　生活介護事業所

　　　エ　就労移行支援事業所

　　　オ　就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）

1. 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、国、地方公共団体から助成を受けている小規模作業所
2. 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所

ア　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事務所（特例子会社）

イ　重度障害者多数雇用事業所（次の要件をすべて満たす事業所）

1. 障害者の雇用数が５人以上
2. 障害者の割合が従業員の20％以上

（ウ）　雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30％以上

1. 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

４　調達の対象とする物品等

　　障害者就労施設等が受注することが可能なすべての物品等とする。

５　調達推進の方法

1. 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達に努める。
2. 適用部署による障害者就業施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令第167条の２第１項第３号の規定による随意契約を積極的に活用する。
3. 福祉事務所は、適用部署による障害者就労施設等からの物品等の調達を円滑に進めるため、障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報を積極的に適用部署に提供する。

６　調達実績の集計及び公表

　　本方針に基づく物品等の調達実績は、当該年度終了後速やかに集計するとともに、市のホームページにより公表する。

７　調達の目標

　　令和５年度の障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

８　調達方針に関する担当窓口

　　この方針に関する担当窓口は、福祉事務所とする。

９　その他

　　物品等の調達推進に限らず、障害者就労施設等の市役所庁舎内での物品の販売スペース確保等を通じ、販売機会の確保及び市民等へのPR推進にも努めることとする。

　附　則　　この方針は令和６年４月１日から施行する。